

## 労務 雇入時及び定期健康診断

事業主は、労働者を雇入れた際及び

1年以内ごとに1回定期的に

健康診断を行わなければなりません。



健康診断項目(◎は必須、○は省略可)は以下の通りです。

健康診断項目	雇入時	定期	省略基準
既往歴および業務歴の調査	◎	◎	—
自覚症状及び他覚症状の有無	◎	◎	—
身長	◎	○	20歳以上省略可
体重、BMI	◎	◎	—
視力	◎	◎	—
腹囲	◎	○	以下において、医師が必要でないと認める場合は省略可 40歳未満(35歳を除く)、妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された場合、BMIが20未満である場合、BMIが22未満であって、自ら腹囲を申告した場合
聴力(1000ヘルツ、4000ヘルツの純音を用いるオーディオメータによる検査)	◎	◎※	※45歳未満(35、40歳を除く)は医師が適当と認める他の方法可
胸部エックス線検査	◎	◎	—
喀痰(かたん)検査	—	○	エックス線検査で病変や結核発病のおそれがないと診断された者
血圧の測定	◎	◎	—
尿検査(糖、蛋白)	◎	○	血糖実施時に尿糖省略可
貧血検査(血色素、赤血球数)	◎	○	40歳未満 (35歳を除く)
肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	◎	○	
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド)	◎	○	
血糖検査またはHbA1c	◎	○	
心電図(安静時12誘導)	◎	○	

※平成24年4月1日現在の情報です。法改正、判例等により変更される場合がございますのでご了承下さい。